

▼○議長（田中八洲男）▽ 丸山知事。

〔丸山知事登壇〕

▼○知事（丸山達也）▽ 自由民主党議員連盟を代表されての中村議員の御質問にお答えをいたします。

最初の御質問は、本県における現在の新型コロナウイルス感染症の状況と課題認識についてであります。

国内では第5波を大きく超えてオミクロン株による感染が拡大し、県内におきましても1月20日には1日当たりの新規感染者数が190人と、これまでで最多となりました。先月には1か月間の新規感染者数が2,500人を超えるなど、これまででない速度で感染が急拡大をいたしましたところであります。

県では、昨年11月に、それまでの経験を踏まえまして感染拡大に備えた新たな病床確保計画を策定しておりましたが、先月中旬には計画の想定を上回る患者数が発生したことから、原則全員入院という方針から、入院を中等症以上の方や重症化リスクのある方等を優先する体制に移行したところであります。さらに、保健所が行います積極的疫学調査や療養先の調整、自宅療養者の健康観察などの業務が逼迫したため、各部局から専門職や事務職員を応援派遣するとともに、市町村や大学、医療機関からも保健師などを派遣していただき、保健所の体制を強化してまいりました。

また、先月には、県内で感染者が急増しておりました浜田市、出雲市など4市1町内の小中学校と高校について、受験、就職活動を控える生徒への進路保障や小学校低学年への配慮などをした上で、部分的な出校停止を県教育委員会並びに関係市町に要請し、実施をしていただきました。加えて、大田市、美郷町におきましても自主的に小中学校の部分休校を行っていただいたところであります。

さらには、1月24日、政府にまん延防止等重点措置の適用を要請しまして、政府が先月27日から今月20日まで島根県を重点措置の区域と決定したことを受けまして、県内全市町村を対象にしたところであります。県民の皆様には、感染リスクの高い場所への外出、移動の自粛や飲食店等への営業時間短縮などをお願いし、時間短縮等に応じていただいた飲食店等には協力金を支給することといたしました。また、県外からの集客が見込まれます県立施設の一部を休館としたところであります。

これらの対策を講じたことによりまして、1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は1月23日のピーク167人と比べまして2月15日時点で82人と半減しておりまして、急激な感染拡大はひとまず抑制されたというふうを受け止めておるところでございます。また、確保病床の使用率は30%前後で推移をしておりまして、当初懸念しておりました医療への大きな支障は現時点では回避されたと受け止めております。こうした状況を踏まえまして、当初の予定どおりまん延防止等重点措置を終了するよう政府に伝達し、昨日をもって重点措置の期

間を終了したところであります。

一方で、県内の感染状況は、警戒すべきレベルとしておりますレベル2の数値の目安であります直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数15人という基準を大きく超えている状況がございまして、第6波前のように県民の皆様が安心して様々な経済活動、社会活動をしていただけるような状況には残念ながらいまだに至っていないということから、現在の感染状況を踏まえた対策を継続していく必要がございまして。特に、松江市におきましては現在も保育所等での感染確認が続いておりますことから、市から保育所等の利用者に要請されました2月20日までの家庭等での保育のお願いについて、期限延長を県から松江市に要請しまして、市において今月27日まで延長されたところであります。

また、松江市以外の市町村におきましても、児童福祉施設などでの感染が確認をされております。保育所等では、利用される子どもさんの年齢が低いため、感染対策の徹底が容易ではないという構造にございまして。このため、保育所等に感染を持ち込まないよう、ワクチンの追加接種に当たって、今後、対応可能な範囲内で保育士等を特に優先していただくよう、2月16日に県内全ての市町村に県から依頼をしたところであります。

現在、6波の収束の道筋がついたと言える水準にはまだ達していない状況でございます。オミクロン株は、無症状、軽症者の割合が高いものの感染拡大のスピードが極めて速く、感染者数が増加すれば重症、中等症の感染者数も増え、病床逼迫を招き、一般医療とコロナ医療の両立が困難となります。県内におきましてはこの状況は回避しておりますけれども、3大都市圏におきましてはこれに近い状況またはこういった状況が発生しているというふう認識をいたしております。

これまででない規模とスピードで感染に見舞われましたこれまでの第6波の経験を踏まえまして、保健所に対して本庁から応援職員を迅速に派遣するとともに、応援職員を受け入れる保健所の側で応援を受け入れる計画の策定を進めていく必要があると考えております。引き続き、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携しながら保健所の体制を強化し、感染拡大防止と医療提供体制の確保、ワクチンの追加接種の円滑な推進に取り組んでいきたいと考えております。

また、県民の皆様や事業者の皆様には、都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛や飲食店の利用におけます人数の制限といった感染予防対策に引き続き御協力をいただきながら、感染状況に応じて経済活動や社会活動とのバランスを図り、コロナ対応に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、この30年間の日本経済についてどのように受け止め

ているかということについてお答えいたします。

平成以降の30年余りを振り返りますと、バブル崩壊を経験した後、アジア通貨危機、ITバブルの崩壊、リーマン・ショックなどの海外発の経済危機にも見舞われ、経済の落ち込みと回復を繰り返す中で約20年間は停滞した状況が続いたところであります。第2次安倍政権が誕生しました平成24年末頃から新型コロナ発生までの間につきましては、長期にわたり緩やかな回復傾向が続きましたが、デフレからの本格的な脱却には至らず、他の先進国と比較しても低水準の成長にとどまっているという状況でございます。

その背景には、国内企業の生産拠点の海外移転が進むなど経済のグローバル化が進み、新興国との競争が激化してきたこと。情報化が進展する中で、いわゆるGAF Aと言われるようなネットワーク上のグローバルなプラットフォームとして新時代をリードし、世界市場を席卷するような企業が残念ながら国内には育たなかったことなど、日本産業の変革の遅れがあるというふうに見ております。

この間、少子高齢化が進展して、平成20年をピークに日本の総人口は減少に転じたところであります。企業業績の低迷が続く中で固定費であります人件費を抑制する傾向が強まり、非正規雇用が増大し、実質賃金の伸びは低調な状況が続いております。また、東京一極集中が進み、都市と地方の格差が拡大するなど、高度成長期を過ぎて成熟期にある中で多くの課題が生じているという状況と受け止めておるところでございます。

次に、成長か分配か、それについて分配が先と考えるが、いかがかということについてお答えいたします。

私といたしましては、この2つの考え方いずれかで対応するのは難しいのではないかと。つまり、2つのいずれかではなく、成長と分配の両面から対策を進めていく好循環をつくり出す必要があるというふうにご考えておるところでございます。分配による消費需要の拡大が成長につながるという点については議員御指摘のとおりでありますけれども、一方で、これまで言われておりましたとおり、分配をするためには成長が必要であるということもこれまた事実だろうと思っております。

ただ、これまでの成長戦略というのは大企業を中心とした企業の業績回復を通じて、中小企業等を含め、また大都市部以外の地方への波及といったことを通じて日本経済全体の活性化を図られてきたところで、そういう意図であったというふうにご理解をいたしておりますけれども、必ずしもその経路が目詰まりをしていたというふうにご評価せざるを得ないのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、この30年間で様々な課題も生じておりました、社会経済構造が大きく変化する中で経済政策のかじ取りは難しいものだというふうにご思っております。岸田内閣の方針は、成長の果実を適切かつ公平に分配

し、消費を喚起することで次の成長につなげる好循環を生み出すというものであります。成長が全体に行き渡るといったことが必ずしもこれまで十分ではなかったという反省を踏まえて、意識的に分配をしていこうという政策の在り方というのは、そういう意味で実効性に期待してるところでございます。

次に、政府の予算編成の基本方針の転換についてどのように受け止めているかということについてお答えいたします。

議員から御紹介をいただきましたとおり、令和4年度予算編成の基本方針、政府の方針におきましては、危機に対する必要な財政支出はちゅうちょなく行い、万全を期する。また、経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。まずは経済を立て直す、そして財政健全化に向けて取り組んでいくとされているところであります。これは、財政健全化に向けた努力を行わないということではなく、財政健全化は成長と分配の好循環が回るようになってからきちんと実施するという趣旨を受け止めております。1月に開催されました経済財政諮問会議におきましても、国と地方の基礎的財政収支を2025年までに黒字化するという目標を堅持する方針が確認されておりました、財政健全化に向けての政府の姿勢自体は基本的には変わっていないものというふうにご受け止めておるところでございます。

次に、日本の財政が国債の大幅な発行によって破綻すると考えるのかということについてお答えいたします。

自国建て国債はデフォルトすることがないという考え方に対しましては、論者によって様々な主張がございます。政府の見解としましては、将来世代への負担を先送りすることなく、財政運営に対する指標の信頼を確保するためにも、引き続き財政健全化の取組を進めていく立場を取っておられます。例えば、昨年10月の衆議院の本会議におけます答弁におきましても、岸田総理は、債務残高がどれだけ増えても問題がないというわけではありません。引き続き、市場からの信頼が損なわれ、国債の債務不履行のリスクが顕在化するという事態を招くことがないようにする必要があると答弁されておられます。

議員から御紹介いただきました国内外の研究成果に触れていただいた中にも、インフレ率が許す限りにおいてという条件付の理論、主張であると理解しております。無条件に国債発行を是認するという内容でもないというふうにご受け止めておるところでございます、私は、引き続き中長期的な財政健全化の取組を継続し、国内外の市場から国債への信頼が損なわれないよう、また国内におきましても日銀が発行します円という通貨に対する国民の信頼が損なわれないように、適切な国債管理政策、また通貨政策が行われることが必要であるというふうにご考えております。

次に、積極的な財政政策が必要ではないかということについてお答えをいたします。

財務省によりますと、我が国の財政は国の一般会計で歳出が税収を上回る状況が続いており、その差が借金によって賸われている状況にあることや、国、地方の長期債務残高は令和3年度末に1,222兆円、GDPの2.2倍に達する見込みで、債務残高の対GDP比も主要先進国の中で最も悪い水準となっているなど、厳しい状況となっております。このような厳しい財政状況を踏まえ、安定的な国家運営、財政運営を行うためには、積極財政だけではなく、財政健全化の取組も着実に進める必要があると考えております。

一方で、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、国においては当面、新型コロナのための感染拡大防止策や医療提供体制の確保に万全を期することや、経済対策を迅速かつ着実に実行することによりまして国民の暮らしを守り、経済を立て直すことに全力で取り組んでいただく必要があります。加えて、これらの取組に当たりましては、全国一律に実施すべき政策は政府においてしっかり実行してもらうとともに、地域の実情を踏まえた実効性のある政策を進める。そのための財源を確保してもらうということが重要であると考えております。

国においては、中長期的な視点に立って財政健全化と政策課題の解決の両立を図りながら、その時々状況に応じて機動的な経済財政運営を進めていっていただく必要があるというふうに考えておるところでございます。

次に、島根県としてデジタル化にどのようなスタンスで取り組むかについてお答えいたします。

今後のデジタル化に向けて現在策定中の県のICT総合戦略におきましては、島根の現状を踏まえた上で、次に申し上げます3つの柱を基本方針として取り組むことといたしております。1つが、ICTの積極的な利活用を進め、県民の利便性向上と行政の効率化を図ることとし、行政手続のオンライン化などに取り組んでまいります。2つ目に、ICTの利活用によりまして島根創生の推進として、各産業におけます生産性の向上や、新商品、新サービス開発等による雇用創出や所得向上につなげてまいります。3つ目に、全ての県民誰もが不安なくデジタル化の恩恵が受けられるよう、いわゆるデジタルディバイド対策として当面は窓口や書類申請等の対応を両立させながら、使いやすいシステムづくりや高齢者向けの研修を行う講師養成などに取り組んでまいります。

こうしたデジタル化の推進に向けて体制を強化するために、来年度は、ICTの利活用によりまして県行政内部のデジタル化などを総務部門と一体的に進めるために、総務部に情報システム推進課を設置し、また各分野におけるデジタル施策を着実に推進するために、地域振興部にデジタル戦略室を設置することといたしております。

今後は、ICT総合戦略に沿いましてデジタル人材の育成や市町村のデジタル化への支援を行うとともに、関係団体な

どとも連携しまして、地域の実情を踏まえながらデジタル化に向けた取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、小さな拠点づくりの基盤整備におきまして、平成の合併時の旧市町村役場所在地などの基幹集落の再生によってこれを進めることについての私の考えについてお答えをいたします。

これまで小さな拠点づくりにおきましては、生活に必要な機能、サービスを確保する取組を支援してきたことによりまして、243の公民館エリアのうち137のエリアで住民の主体によりまして実践的な活動が取り組まれておるところでございます。現在取り組まれております実践活動を見ますと、高齢者支援や自主防災活動などが多く一方で、買物支援や生活交通などの取組は住民の負担が大きいのことなどによりまして少数にとどまっております。

そうした中、人口減少と高齢化が進んでおりますことから、一部の地域におきましては買物などの生活機能が失われてきております。一方で、議員御指摘のとおり、平成の合併前に旧市町村役場のありましたいわゆる基幹集落におきましては、医療、買物などの生活機能はおおむね確保されている状況でございます。今後も県民の皆様が安心して暮らしていただくためには、住民主体による取組に加えまして、行政が主体となって基幹集落における生活機能を維持確保し、周辺の地域がそれらの機能を利用する対策も検討していく必要があると考えておるところでございます。

そのため、中山間地域の住民が生活機能をどのように確保していくかの実態を把握する目的で、来年度、住民アンケートなどの手法を用いた調査を行う予定といたしております。今後、その調査結果や各市町村長さん方の御意見もお聞きした上で、基幹集落におけます生活機能の維持確保をするための施策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、しっかりとした経済戦略を持って中山間地域における雇用の創出、地域活性化の好循環をつくり出すということについてお答えをいたします。

中山間地域におきましては、地域産業の事業環境が悪化し、結果として雇用の減少や商業の衰退が進み、それがさらに一層の人口減少を招くといった悪循環に陥りつつあります。一方で、中山間地域には豊かな自然環境や地域固有の資源が受け継がれておりまして、地域経済を維持拡大していくためには、地域資源を生かした産業の競争力強化や、それぞれの産業における人材の育成を戦略的に進めていく必要がございます。そのため、農業では担い手の確保とともに収益力向上の柱であります水田園芸を強力に進めるほか、林業では原木生産、再造林のコスト低減や林業就業者の確保、漁業では沿岸自営漁業者の確保や所得向上、水産物の付加価値向上

などの取組を進めるところでございます。

また、食品製造事業者の販路拡大などの課題解決や経営基盤強化を図ることで地域経済を牽引する事業者を育成していくことや、自然、歴史、文化、気候など魅力ある地域資源を生かした観光地域づくり。中山間地域に特化した優遇制度導入によります企業立地の推進。豊かな自然環境や特徴ある資源を活用した、小規模であっても外貨を獲得できるスモールビジネスの推進などに取り組んでいるところでございます。

これらの事業におきましては、中山間地域の特性や強みを生かして地域活性化に資するよう、戦力的に事業を展開する必要があります。例えば、スモールビジネスの推進におきましては、売れる商品づくりのステップごとに専門家への相談や補助金などの支援メニューを提供しているほか、支援することによって増加する売上げや雇用の実績などを評価することにより、必要な見直しを図ることといたしております。

こうした取組を各分野で進めることによりまして、中山間地域の資源を生かした産業の競争力強化や人材育成、事業化を可能とする環境づくりを戦略的に進め、中山間地域を支える雇用創出、また地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、人と富の都市への集中の流れを変えていくことについてお答えいたします。

日本では、戦後一貫して大都市への人口集中が進み、都市と地方の格差が拡大するなど多くの課題が生じております。とりわけ現状は、合計特殊出生率の低い大都市へ若者が集中することによりまして子育てしやすい地方において子育て世代が減少し、日本全体として人口減少が加速している状況でございます。このため、国全体として、若者の地方への移動を促すような大きな方向性を持った政策が必要であると考えております。

新型コロナの感染拡大によりまして、都市の過度な人口集中、過密状態によります大都市の生活のリスクが改めて認識され、地方の生活の持つよさが再認識される傾向にありまして、人々の価値観、物の見方に大きな変化が生じてきているというふうに感じておるところでございます。

こうした価値観を実際に行動につなげていただくということを含めて、過密でなく穏やかでゆっくりとした暮らしのできる島根のよさが大都市在住の方々にも受け入れやすい状況が生じております。日本全体の人口問題解決のためにも、出生率の低い都市部から島根のような出生率の高い地域に人口を分散させることが必要であり、それを実現するためには、出生率の高い地域の産業の振興、雇用の確保、所得向上が重要となってまいります。こうした考え方に基づく政策が展開されるよう、政府に対して強く働きかけていきたいと考えておるところでございます。

そして、全体として日本の人口がより増えていく、減少す

る中でもより出生数が増えていくということのために若者の分散が必要であるということ。これは日本全体のためであるということ。そして、大都市の過密を解消するということは大都市の住民のためにもなることであるということであって、地方が困っているから助けてもらうという政策ではなく、その側面は当然ありますけれども、大都市にとってもプラスになる政策であり、日本全体のためにもなる政策だという認識を強く政策として政府に持っていただく必要があるというふうに考えておるところでございます。

次に、地域内の経済循環を進めていくことについてお答えをいたします。

このためには、地域外から外貨をしっかりと稼げる産業振興を行った上で、地域内で生産し、地域内で消費するという地域内の経済循環を一つでも多く起こすことによりまして、より多くの資金が地域内に残り、最終的に経済効果につながるというふうに考えております。このため、島根の豊かな自然環境や特色ある資源を活用し、より付加価値の高い商品やサービスを創出するためのスモールビジネスへの取組を支援するなど、地産地消の拡大につながる取組への支援をいたしておるところでございます。

地産地消の取組の支援といたしましては、市町村と協力しまして、有機農産物や美味しまね認証品の積極的な給食メニューへの取り入れや、消費者や小売店に向けた美味しまね認証品の理解促進、食品製造事業者によります県産原材料を活用した商品の開発や販路拡大の支援などに取り組んでおります。また、地産地消の拡大に向けた県民理解を促進するために、白バイ貝やアナゴなどを対象としたしまねの魚を食べようキャンペーンの実施をしているほか、県内スーパーなどでは地産地消コーナーの設置などに取り組んでいただいております。

このほか、県産木材の県内での需要拡大を図るために、県産木材を積極的に使用される建築士や工務店を「しまねの木」活用建築士・工務店として認定をしまして、認定工務店が建築しました住宅などについて県産木材の使用割合に応じた助成を行うなどの支援をいたしております。さらに、今後は、世界的な脱炭素の流れの中で、地域における再生可能エネルギーの活用を促進することも地域内の経済循環につながることから、エネルギー自給率の向上に向けた取組も進めてまいります。

引き続き、産業振興、地域活性化施策を進めるに当たりまして、地域内の経済循環の重要性といったことを踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、若年層の県外流出対策のための調査から見えてきたこと、また得られたことについてお答えをいたします。

若年層の社会移動に関する実態調査につきましては、昨年2月から3月にかけて、県内外に在住の20歳から25歳の

島根県出身者を対象に県内就職に対する意識についてアンケートを行ったものであります。この中で、就職決定の際に最も影響を受けた人は誰かという質問に対しましては、父母という回答が4割と最も多く、次に友人という結果となっております。また、就職先を選ぶ上で最も重要だと思うものについての質問に対しては、福利厚生が充実してるなど働きやすい職場環境が整備されている企業との回答が5割を占めております。さらに、県外就職を選択した若者に将来のUターンの可能性を聞いたところ、いつかは戻りたいと考えている人が半数以上おられました。このうち、Uターンする期間を具体的に想定している人の多くは20代後半から30代前半との回答でありました。

これらの調査結果から、県内就職を促進するために本人だけでなく保護者へのアプローチが重要であるということ。企業には働きやすい職場、環境づくりが求められていること。さらに、県外在住の出身者に対しましてUターンを積極的に働きかける時期は、子どもの進学期や住宅購入などのライフイベントが生じる30代前半までが有効であるということが読み取れるとでございます。

こうした結果に基づきまして、昨年7月から8月にかけて、県内全市町村と学生の県外転出の状況について意見交換を行ったところ、高校を卒業後に地元とのつながりが希薄になるという課題や、これまでの社会人向けのUターン、Iターンに加えて、新規学卒者の就職についてより力を入れる必要があるといった声が多く聞かれました。

これらの調査や市町村からの意見を踏まえまして、県外に進学した学生に島根とのつながりを維持継続させる取組、また働きやすい職場づくりを進める企業を支援する取組など、若者の県内就職が進むよう、市町村や関係機関と連携しながら工夫を重ねて取り組んでいく考えであります。

次に、政府は現在のエネルギー需給構造の中のどこに課題があり、それをどのようにしていこうとしているのか。また、なぜ再生可能エネルギーや省エネルギーだけでそれが達成できないとしているのかについてお答えいたします。

政府は、第6次エネルギー基本計画におきまして、我が国のエネルギー需給構造における課題として、資源が乏しく、石油燃料等を海外に依存しており、エネルギーの安定供給を図る必要があること。低コストでエネルギー供給を実現するという経済効率性の向上を図る必要があること。気候変動など地球温暖化による影響が生じており、温室効果ガスの排出を削減する必要があることの3点を指摘しております。電力を安定的に供給することや電力料金の安定化を図ることは、県民生活や事業活動を営む上で重要なことであり、また我が国として地球温暖化という世界的な課題にも貢献していく責任を踏まえ、こうした国の情勢認識については理解できるものであります。

そして、国は、こうした課題の克服に向け、経済成長等によるエネルギー需要の増加が見込まれる中、さらに省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの主力電源化などに取り組むことといたしております。しかしながら、再生可能エネルギーにつきましては太陽光や風力といった自然条件によって出力が変動する発電のため、火力や揚水により需給を一致させる調整力を同時に確保する必要があること。平地に限られてるといった自然条件や景観、環境への影響配慮など、社会的な制約への対応が必要であること。発電コストが国際水準と比較して依然高く、賦課金という形で国民負担が増えており、その抑制を図る必要があることなど様々な課題があり、あらゆるエネルギー源を活用していくことが重要であることといたしております。

このため、国は安全を最優先に原子力発電を活用していくことが必要不可欠としておりまして、国も前面に立って説明会を通じて丁寧な説明を尽くし、地元の理解を得ながら進めていくことと政府はしております。こうした国の考え方につきましては、一つの合理的な考え方であるというふうを受け止めております。

次に、中国電力の安全対策に対する姿勢について、どういふふうを受け止めているのかということについてお答えいたします。

島根原発には使用済み各燃料が既にあり、再稼働する、しないにかかわらず、中国電力には安全管理をしっかりとやらせてもらう必要がございます。県としては、中国電力に対しましてその資質、能力を高めてもらうことを当然強く求めてきておりますし、引き続き求めてまいりますけれども、規制をする法律的な主体であります原子力規制庁にも厳正な対応を取ってもらう必要があるというふうを考えております。このため、原子力規制庁には、原発の運転や保守のルールについて定める保安規定にしっかりと必要な事項を盛り込んでもらうよう中国電力に指導してもらうことは当然でございますけれども、組織、人員、手順、教育、訓練といったあらゆる面で実際にそのルールどおり行われているかということについて厳格に検査を行うことを要請したところであります。

原子力規制庁からは、今後の検査について、検査官が中国電力における過去の不適切事案を念頭に厳格に行っていくという回答を得たところであります。具体的には、現在の検査制度ではあらゆる保安活動について自由に随時に検査を行うことができ、例えば日々の会議を傍聴する、事業者のあらゆる書類にアクセスをする、事業者の付添いなしに様々な場所に入っていくことなど、チェックの仕組みは非常に柔軟かつ質の高いものになっている。それを踏まえて、検査官の質も含めて、事業者の緊張感に緩みが出ないように対処したいという内容でございました。

県としては引き続き、中国電力には安全意識改革の徹底を

求めつつ、原子力規制庁には検査等で中国電力の安全に対する姿勢、取組の確認を求め、その活動を注視していくことといたしております。また、必要に応じて中国電力と結んでおります安全協定に基づきまして立入調査を行うなど、適切に島根県としても対応していく考えでございます。

次に、避難計画の周知が現段階で十分と考えているのか、また今後どのように取り組んでいくのかについてお答えをいたします。

県ではこれまで、住民の方々に原子力災害時の避難方法などについて関係市の各家庭に広報紙を配布する、また一般の方々が参加する学習会や原子力施設見学会を開催するなどの取組を進めてまいりました。また、これまでに実施してきました原子力防災訓練の中で、緊急速報メールにより県や市からの避難情報を配信したり、バスで県内外の避難先に行ってください、避難所の運営を体験していただくなど、実際の体験を通じた理解促進にも取り組んできております。

これらの取組によりまして従前に比べて理解が進んでいると考えておりますけれども、現実問題として、住民の方々に原発の危険性についての度合いについて当然濃淡があり、それが当然影響いたしますので、避難というものをどこまで具体的な問題として捉えるかについて当然濃淡が避けられません。したがって、このような事前の広報だけで全ての方に十分な理解をいただくことは困難であると考えております。具体的な課題として捉えてる方は具体的に広報を受け止めていただけるというふうに思いますけれども、現実問題として捉える必要がないというふうに受け止められる方については、広報を具体的に詳細に把握していただくというのはどうしても限界があるというふうに考えております。

県といたしましては、その点を踏まえて、万が一、原子力災害が発生した場合、つまり関心の薄い方々にとりましても情報が必要だと認識される段階で避難などの情報を分かりやすく簡便に取得できるよう、テレビ、ラジオ、SNS等、様々な手段で情報提供を行うことといたしております。こういった取組が大事であるというふうに考えております。

また、最終的には、住民の方々に事故が起こったときに自分はどうすればいいのかということをお理解いただくことが重要でありまして、避難対策において継続的に取り組むべき事項だというふうに認識いたしております。このため、まずは、議員からも御指摘のございました既に松江市で取り組まれています地区ごとのパンフレットの作成、配布の取組を、県の対象区域全体として進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

避難行動要支援者を含めた住民お一人お一人に原子力災害時に取るべき避難行動などについて理解を深めていただくためには、住民と身近な各市と連携した取組が重要でございます。引き続き、広報や訓練などを通じた周知や、先ほどの

パンフレット、リーフレット等の各戸への配布といった取組を進めていきたいというふうに考えております。

次に、核燃料サイクルに対する認識についてお答えいたします。

国は、第6次エネルギー基本計画におきまして、資源の有効活用や高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減の観点から、使用済み各燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効活用する、いわゆる核燃料サイクルを推進することを基本的方針といたしております。国内におきましても、使用済み各燃料の再処理工場とMOX燃料工場について青森県の六ヶ所村で事業化が進められており、原子力規制委員会から事業変更許可が出されております。また、既に4基の原子炉でプルサーマルが行われており、電気事業連合会は令和12年度までに少なくとも12基の原子炉での実施を目指しております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、廃棄物を発生させた今の世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないよう国が前面に立って取り組むとしておりまして、国内でも処分場建設に向けた文献調査が北海道の2町村で開始をされております。核燃料サイクルの推進につきましては、政府が前面に立って取り組むべきものでありまして、県としては、再処理事業の進捗状況を注視していくとともに、引き続き政府に対しまして、これを前面に立って取り組み、加速させるよう求めていく考えであります。

最後に、再稼働判断に当たっての総合的な判断の考え方についてお答えをいたします。

島根原発2号機につきましては、国は、新規規制基準に合格し、福島第一原発事故のような重大事故が起きる可能性は極めて低くなっているとしております。万が一、事故が起きた場合の避難対策につきましても、国は具体的かつ合理的であるとし、島根県といたしまして、計画を策定した当事者の一員でございまして、実行可能な内容であるというふうに考えております。

これまでも申し上げてきましたとおり、原発の再稼働につきましては、安全性、それから避難対策といった観点に加えて、再稼働に伴う効果、言い換えれば必要性といった観点、様々でございます。したがって、いずれか1つの観点から判断する、できる問題ではなく、それぞれの観点を見た上で、これらを含む様々な観点から総合的に判断していく事柄であるというふうに考えておるところでございます。

私からの御答弁は以上でございます。